

令和7年12月中川村議会定例会議事日程（第2号）

令和7年12月8日（月） 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

1番 片桐邦俊

- (1) 今後のクマ対策と鳥獣害防止対策事業について
- (2) 保育園の未満児保育について

8番 大島 歩

- (1) “認知症になっても大丈夫”と言える社会を、中川村から
- (2) 行政職員の人材確保と定着—中川村の現状とこれから

7番 島崎敏一

- (1) 主要事業中長期計画に係る財政分析と新しい学校づくりについて
- (2) 立地適正化計画策定の進捗状況は？
- (3) 地区組織の今後のあり方検討を実効あるものに（3）

出席議員（10名）

1番	片桐邦俊
2番	松村利宏
3番	中塚礼次郎
4番	長尾和則
5番	桂川雅信
6番	山崎啓造
7番	島崎敏一
8番	大島 歩
9番	大原孝芳
10番	松澤文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	丹羽克寿
教育長	片桐俊男	総務課長	桃澤清隆
地域政策課長	眞島 俊	住民税務課長 会計管理者	小林郁子
保健福祉課長	水野恭子	産業振興課長	松崎俊貴
建設環境課長 リニア対策室長	宮崎朋実	教育次長	上山公丘

職務のために参加した者

議会事務局長	久保田 茂
書記	宮下 なをゑ

# 令和7年12月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

令和7年12月8日 午前9時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

御参集、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、御承知のように、本定例会は録音しておりますが、マスクをして発言しておりますと録音がうまくできておりませんので、発言をするときはマスクを外して発言をお願いしたいというふうに思います。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

1番 片桐邦俊議員。

○1番 (片桐 邦俊) 改めまして、おはようございます。(一同「おはようございます」)

私は、さきに通告いたしました2問について質問をいたします。

まず「今後のクマ対策と鳥獣害防止対策事業について」ということであります。

以前は鳥獣被害となるとイノシシ、鹿、猿などによる農産物被害で悩まされる報道が主でありましたけれども、現在は全国的に熊の市街地への出没、人身被害が相次いでおり、毎日のように報道がされています。

日本は面積の多くが森林に覆われており、野生動物の宝庫と言っても過言ではありません。

また、冬眠時期となる現在も全国で数多く出没しており、中川村でも12月1日の朝、中田島で熊の被害が確認されております。

長野県では11月14日にツキノワグマ対策本部が立ち上がり、今後の対応が検討されました。

中川村公民館と村産業振興課は8月にツキノワグマの生態を学ぶ講座「ツキノワグマの勉強会」を開くなど対応されておりますが、本年度の村内での熊の目撃情報は急増していると言われております。これからは特に猟友会の皆さんに御協力いただかなくてはならないというふうに思っております。

今後の村としての有害鳥獣駆除対応について、全般的なもので質問をさせていただきますというふうに思っております。

まず1点目ですが、県が5年ごとに公表している熊の推計生息数につきましては、2020年は7,270頭で、5年前に比べ3,300頭ほど増えておると公表しております。中川村が関係すると思う保護管理ユニットでは中央アルプスが1,035頭、南アルプスが339頭となっております。

○産業振興課長 まず中川村内での本年度の熊の出没数について伺いたいと思いますが、公表数以外にもかなり目撃情報があるように伺いしております。分かればそんな範囲も含めて状況等をお伝えいただければと思います。

ただいまの御質問ですが、まず前提としまして、住民からの目撃、それから被害報告があったものについては、基本的に全て県を通じて公表しております。

今年度の目撃頭数は、今年4月から現在までで目撃件数が19件、蜜蜂の巣箱、果樹、それからコンポスト等への被害件数が8件、合計27件を公表済みであり、未公表のものとしては、鹿、イノシシのわなへ誤ってかかった錯誤捕獲が3件あるほか、猟友会が狩猟の最中に山の中で見かけた等、明らかに熊の生息域——山中で見かけたという目撃情報については、基本的には公表しておりません。

○1番 (片桐 邦俊) 今、出没数、また被害件数等を御報告いたしました。

いずれにいたしましても、熊につきましてもは个体数がかなり増えておるということが実態でありますので、今後もかなり、今年だけでなく、被害が出てくるのではないかとこのように思われます。

今、中川村では目撃情報があればすぐに住民の方に公表しておりますし、そういったいわゆる情報の提供っていうのは今後ともぜひスムーズな対応をお願いしてまいりたいというふうに思っております。お願いいたします。

それでは、続いて2番でありますけれども、県のツキノワグマ対策本部では、本年度は県内の人身被害が11月7日時点で死者1名、負傷者14名、また例年なら9月から10月にかけて減るはずの目撃情報が増えていること等の状況から、個体数維持のための捕獲上限数を11月15日から1年間、337頭から2倍の675頭に引き上げました。これは昨日の2番議員の質問に対して村長も説明されておりましたが、そんな状況であります。

県から各市町村にはこのことについて指示が来ているのかどうか伺いたいのと、村の有害鳥獣捕獲計画の中では、ツキノワグマは必要最低限という格好に捕獲はなっております。こんなことも含めて村の考え方を伺いたいというように思います。

○産業振興課長 ツキノワグマの捕獲上限数の引上げ等に関しましては、上伊那地域振興局経由の11月25日付の文書で通知がなされ、受領・確認済みでございます。

県が捕獲上限を引き上げましたのは人身被害増加を受けた住民安全最優先の措置と村としては受け止めておりますが、捕獲に対応できる体制や科学的な見地を考慮して慎重な管理が必要と考えています。

近年では捕獲したケースはないのですが、村では、人身被害の未然防止を最優先としまして、農業被害や通学路等のリスクの高い場所に限定し、繰り返し出没している個体やその場所に執着し追い払い等でも効果を見込めない場合に捕獲を選択するという事としております。

今後も、県の上限引上げを尊重しつつ、被害の予防、回避、追い払いを優先し、人身・人命最優先と生態系配慮の両立のため、捕獲は必要最小限にとどめ、リス

クの高い個体、状況に限定して機動的に対応していくべきと考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 今説明いただきましたけれども、有害鳥獣の捕獲計画の中では、熊の捕獲について中川村の計画では「長野県特定鳥獣保護管理計画に基づき、被害状況を考慮して、学習放獣等を行う。」となっております。これからしても、捕獲をしても、やはり最終的には学習放獣を最優先にしていくという考え方で変わりないということよろしいでしょうか。

○産業振興課長 ただいまの質問でありますけれども、学習放獣につきましては、現在まで――現在までというか、最近までですけれども、錯誤捕獲に限ってタグをつけた状態で別の場所に放獣するというような措置を取っておりましたが、今後、方針としてこうしていくというところは、ちょっとはつきりまだ申し上げられませんが、基本的に危害を及ぼしそうなものについては、捕獲、その後の状況に応じて検討していきたいというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) いずれにいたしましても、適切な対応をぜひお願いしていきたいというふうに思います。

3番でありますけれども、県の対策本部では熊とのすみ分けを図るゾーニングの導入を県下全77市町村で目指したいという考えであります。

現在、県下では、私が調べた時点では10市町村が導入済み、2村が導入準備中となっていました。

上伊那では伊那市、箕輪町が導入済み、南箕輪村が導入準備中となっております。

ゾーニングは、御存じのとおり、山と住宅の境界にあるやぶなどを刈り取って緩衝エリアを設け、動物が身を隠すスペースをなくして里山に寄せつけないようにする取組であります。

実は私が令和6年9月の定例議会でゾーニングにつきまして質問した経過があるわけですけれども、その折の産業振興課長からは状況に応じた対応の検討が必要との返答でした。

ゾーニングについては村農産物有害鳥獣対策協議会の皆さん以外に地域住民の皆さんの協力が大変必要になってくるというふうに考えております。

そんなことで、現状での村の考えを伺いたいと思います。

○産業振興課長 村では県が推進する熊とのすみ分けを図るゾーニング管理を有効な枠組みと認識しており、来年度以降の導入を予定しております。

先行する伊那市、箕輪町では、区分に基づく判断が現場を迷わせず、出没时间の対応が迅速化するメリットがあると承知しており、本村でもこのメリットを生かすことができるといふふうに考えております。

運用の基本は、集落や学校周辺、人命最優先で即時追い払い、必要時の捕獲、山間部は生息を前提に接触回避、その間の緩衝帯では侵入防止と早期警戒を徹底します。

特に緩衝帯の機能には地域の皆さんによるやぶの刈り払い、落果、生ごみ等の

誘因物の除去、電気柵の適正な運用といった協力が不可欠となりますので、ゾーニングの導入の際には地域とよく考え方を共有した上で進めていきたいと考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) ぜひゾーニングはしていただきたいというふうに思っております。んですけども、やはりゾーニングをやるとなると、じゃどこをどうするのかっていう部分がこれからは課題になる、線引きをどこでするのか、ここら辺が一番課題になってくると思っておりますし、やはり専門家の方にしっかりと見ていただいて有効な対応ができますようお願いをしたいというふうに思っております。

それと、やはりゾーニングにつきましては管理等もこれから大変になってくるというふうに思っておりますし、それに対しては予算づけも必要だということ考えますので、こんなものも含めて、今後、検討を十分していただきたいというふうに思っております。

それでは、続いて4番でありますけれども、鳥獣害防止対策事業の1個体当たりの補助単価を見ますと、猿に比べてイノシシ、鹿が大変低いのではないかとこのように思っておりますけれども、これはどのような理由なのでしょう。ちょっとこれが疑問でありますので、できれば教えていただきたいというふうに思っております。

若干、本年値上げをしたようなお話も聞いておりますけれども、猟友会の皆さんの高齢化や今後の人材不足等を考えるとイノシシ、鹿の村補助単価を猿並みに上げてはどうかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか、お願いをいたします。

○産業振興課長 有害鳥獣捕獲の補助単価につきましては、捕獲の難易度や危険度、他市町村の単価等を勘案して設定しているところであります。

猿につきましては、近年被害が拡大しているものの捕獲数が少ないこと、処分時の心理的負担が大きいこと、そういったことから令和7年4月から単価を引き上げております。

鹿、イノシシの単価を猿並みに一律に引き上げることについては、現時点では財政的に厳しいものの、被害状況や人員確保の実情、財政見通しを踏まえ、段階的な見直しを含めて検討していきたいというふうに考えております。

猟友会の皆さんの高齢化や人材不足は十分承知しており、持続可能な体制づくりが急務だといふふうに考えております。

村としては、今年度から捕獲おりの管理の一部を職員が担う、IoT機器を導入してのわなの見回り等の負担を軽減するなどして猟友会の皆さんのサポートを強化しています。

○1 番 (片桐 邦俊) 猿並みに全部上げるというわけではありませんけれども、そうはいいまでも近づけるような努力はしていただきたいというふうに感じております。

それから、若干、私どもが見てもイノシシ、鹿の個体数は猿に比べてやっぱり

多いってということも、予算組みからするとかなり単価を上げていくのは厳しいのかなというふうには思っておりますけれども、猟友会からの要望も強いというように思っておりますので、ぜひこんな部分を含めて御検討をお願いしておきたいというように思います。

それから、続いて5番でありますけれども、イノシシ、鹿を捕獲するためのくくりわな設置については猟友会でも四、五人の方が主体となっているようでもありますけれども、この方たちは毎朝巡回していただいております。

わなも農産物被害を出す有害動物駆除に大いに貢献しているというふうには思っておりますけれども、くくりわな巡回に対して日当的なものを検討してはどうかというように思っております。

といいますのは、やはり朝早くから時間を費やして見回りをしておるということもありますので、ぜひこんな部分も検討ができないかということで提案をさせていただいたわけではありますが、お願いをいたしたいと思っております。

○産業振興課長 くくりわなの見回りですけれども、こちらに関しましては、猟友会の皆さんの負担となっていることは承知しております。

全国には見回りへの報酬を設ける自治体もありますが、見回りは高頻度のため財政負担が増えやすいこと、日誌だけでは実施の実績確認が難しいなど、運用上の課題があります。

村では、まず負担軽減の実効性を優先し、通知型のセンサー等のIoT機器を導入、拡充して見回り回数を削減していければというふうには考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 先ほども実は話がありましたけれども、くくりわなに誤って熊がかかったという事例があったという話もお伺いしております。

いずれにいたしましても、大変そういう部分では危険な作業でもあるわけでありまして、そういう中では、実績確認がなかなか難しいという話もありましたけれども、日当的なものでなくても、やはり報酬で年間報酬を定めていくとか、そんなことも含めてぜひ検討いただきたいというように思っておりますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長 ただいまは、年間を通しての報酬、定額の報酬という御質問であろうかというふうには思いますが、こちらに関しましては、また村の鳥獣協とも併せて協議というか、検討をできればというふうには思います。

○1 番 (片桐 邦俊) ぜひよろしくお伺いしたいと思っております。

それでは、続いて6番でありますけれども、熊について鳥獣害防止対策事業は対応がないわけでもありますけれども、現在、村としても検討を加えているというお話を担当者のほうからも聞いております。近隣の市町村とも足並みをそろえながら決めていくという方向であるというように聞いておりますけれども、熊はほかの動物と違い、捕獲は命に関わる状況にあるわけでありまして。

以前の報道でありましたけれども、北海道のある町の猟友会では、熊の駆除ハンターの報酬が8,500円ということで、リスクの割には非常に安いということで

参加を辞退したという報道があったわけでありましてけれども、こんなことも含めると、やっぱり熊に対しての報酬価格というものは、ある程度高値といえますか、適切な価格を決定する必要があるかなというように思っております。

村とすると、すぐに出てくるのは上伊那郡内で足並みをそろえてっていうような言い方で、上伊那郡での情報を収集しながら決定していくということになっておるようでもありますけれども、ぜひ長野県全体の情報を捉えていただきながら決定いただきたいというように思っております。

と申し上げますのも、いろいろ聞いてみますと、鳥獣害防止対策事業の村での補助単価でありますけれども、どうも聞いてみますと上伊那ってそんなに高くないっていうような話を聞きます。

下伊那等と比べるとやはり若干安いというお話も聞いておるわけでありまして、そんなことを含めて考えると、ぜひこんなことで、熊につきましても県下全体の状況を確認しながら上伊那の皆さん方と話し合いを進めていただければなというふうには提案したいと思っておりますが、村の考え方を伺いたいと思っております。

○産業振興課長 熊捕獲の報酬があまりリスクに見合わず辞退が生じたとの報道については承知しており、担い手の確保には適正な報酬設定が重要と認識しております。

御指摘のとおり、上伊那郡内だけでなく、県内全域の水準も踏まえて決定することが妥当だと考えております。

現在、本村では、熊捕獲に関し、わなの設置1か所2万円、捕獲1頭当たり2万円の報酬を検討しております。

あわせて、県では県内市町村の報酬額等の実態調査を現在進めており、近く情報提供を受けられる見込みであります。この県内データを基に猟友会とも打合せをしながら、安全確保に要する負担等を加味しつつ、過不足のない水準となるよう必要に応じた見直しや調整を行い、持続可能な体制づくりを進めてまいります。

○1 番 (片桐 邦俊) 今説明がありましたけれども、わなの設置に2万円、それから捕獲で2万円の補助を検討いただいております。

実は、先ほど話をした北海道のある町っていう状況の中では8万8,500円から2万円に上げて参加されるようになったというお話も聞きます。妥当な線なのかなというふうには私は判断しますが、こちら辺は、ぜひ県下全体の状況を見ながら、またお伺いをしていきたいというように思います。

7番でありますけれども、猟友会の一部の方ではありますけれども、村ももっと猟友会とコミュニケーションを取ってほしいということをお話しされております。このことについて、現状の猟友会との村の関わり方並びに今後の対応について考えをお伺いしたいというように思います。

○産業振興課長 現在の村と猟友会の主な関わりは、捕獲許可関係手続、報償金の支払い事務、農業被害発生時のわな設置、出動の依頼、被害報告の共有、こういったものが中心となっております。

日常的な意見交換や課題の洗い出し、そういった部分のコミュニケーションの

不足を感じられているようであれば、確かに十分とは言えず、現場の御負担や御意見を受け止め切れしていない面があるのではないかというふうに感じます。

今後、猟友会の役割がさらに重要になってくるのは明らかであり、村としては、意見交換の場を設けるなど、継続的なコミュニケーションを強化し、迅速で負担の少ない連携体制を構築していきたいというふうに考えております。

○1 番 (片桐 邦俊) 現状、猟友会の皆さん方の話を聞きますと、やはり、有害鳥獣駆除のときには、ぜひ村の方にも参加いただいて、状況確認や猟友会の皆さんの話をぜひ聞いてもらいたいと、こんなことを要望したいというお話がありました。

また、実は、聞いてみますと伊南合同駆除というものがあるようでありましてけれども、伊南3町村なんですか、これについては、ぜひ村も出席していただければと、ぜひ中川村で合同駆除があるようなときには出席していただいて、村としてやはり御挨拶いただければというお話がありました。

実は合同駆除については12月28日に中川村で行われるというふうに聞いておりますけれども、できたら、そういうところへ参加いただいて挨拶等をしていただければと思います。聞いてみますと宮田村あたりでは必ず村のほうで出て挨拶をされておるといってお話も聞きますが、ぜひそんなことを要望させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長 合同駆除のほうにということであります。

他市町村の状況もただいまお話しいただきましたので、こちらについては、また担当とも話をしながら検討していければというふうに思います。

○1 番 (片桐 邦俊) ぜひ顔を出して、やっぱり話し合いをしながら猟友会の皆さん方の活動状況を確認いただくということが大事だというふうに思っておりますので、ぜひお願いをしたいなというふうに思っております。

それでは次の項に参りたいと思いますが、2番目の質問内容は「保育園の未満児保育について」ということでもあります。

現在、村の保育所あり方検討委員会がスタートされたようでありましてけれども、今は住民アンケートを取り始めたというふうにお伺いしております。

中川村では、妊娠中か出産後間もないことにより2歳までの上のお子さんの自宅保育が難しい場合には3か月間の未満児保育を実施しています。利用者からは評価いただいていると思います。たしか2か月であったものを3か月に1か月延ばしたという経過があったと思いますけれども、こういう方向の中では評価いただいておりますというふうに私も思っております。

しかし、ある住民の方からの話でありますけれども、産後の未満児保育を申請したようでありましてけれども、両保育園とも定員がいっぱいということで断られたという話をお伺いいたしました。

未満児保育は保育士の人数が確保できなければ受入れがなかなか難しいということ十分に理解しておるつもりでありますけれども、これからの人口減少問題解決の一助の意味からも、安心してやっぱり出産ができることが大切であると

いうふうに考えておりますし、また共稼ぎの家庭も増えてきておるため重要に感じております。

未満児保育についての考えを2点ほど質問させていただきたいというふうに思っております。

1点目でありましてけれども、未満児保育について調べてみますと、ゼロ歳児は子ども3人に対して保育士1人、1・2歳児は子ども6人に対して保育士1人が配置されるとありました。中川村の場合の未満児保育も同様な設置体制なのかどうかお伺いしたいのと、またそれに基づく中川村の2つの保育園の現在の未満児保育の定員はどうなっているのか伺いたいと思います。

○保健福祉課長 それでは、まず中川村の未満児保育についての状況です。

まず、年度途中でも満1歳になったときから入所ができるようになっております。

それで、配置基準ですが、4月1日を基準として、ゼロ歳児、これは4月1日現在がゼロ歳児で年の途中で1歳になる園児です。は、子ども3人に対し保育士1人、1歳児は子ども4人に対し保育士1人、2歳児は子ども6人に対し保育士1人という配置基準となっております。

定員は、片桐保育園が40人、みなかた保育園が18人となっております。

○1 番 (片桐 邦俊) 設置の体制につきましては、全国っていいですか、基本的な部分では変わらないようなことで確認させていただきました。

また、今2つの保育園の定員もお伺いしたわけでありましてけれども、これが満杯だった場合っていうのは、ファミリーサポートセンターでしたっけ、そういうようなところへ頼むのがいいのか、ほかの、何ていうんですか、対応があったら、ちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○保健福祉課長 未満児保育のほかに小さいお子さんを預かる事業としては、ファミリーサポート事業であったり、あとは一時保育であったり、村内のほかの保育事業所もありますので、そちらのほうで一応対応できるようにはなっております。

○1 番 (片桐 邦俊) 万が一、定員がオーバーだった場合は、できるだけそちらの別の対応につきまして、提案っていいですか、説明をしていただきたいなというふうに思っております。ぜひお願いをいたします。

2番目でありましてけれども、これは過去に聞いた話でありますけれども、飯田市では、1歳未満の下の子を養育している場合につきましては、その子が1歳になるまで上の子は2歳児でも退園することなく継続して保育されるという話を聞いた覚えがあるんですけども、中川村でもそのような体制が今後取れないかというふうに思いますが、村の考えをお願いしたいと思います。

特に、新たな保育所あり方検討委員会等もありますので、そんなことも含めて、今考えられる部分で結構でありますので、お願いしたいと思います。

○村 長 未満児保育につきましては、保護者の要望により入所の要件を少しずつではありますけれども改善してきております。

しかしながら、子育て中の保護者の状況も変わっておりまして、議員がおつ

しゃるとおり、共働きや核家族化が進んでおります。未満児保育に対する需要が  
いろんな面で増加してきているというふうに思っております。

それで、今年度10月末の時点でございますが、ゼロ歳児については20人中8  
人のお子さんが入所しております。したがって、8分の20で入所率は40%  
ということになります。

それで、1歳児は22人中17人で、77%のお子さんが入所しているというこ  
とです。

2歳児についてですが、34人中31人でありますので、91%というふうになっ  
ておって、だんだん年齢が上がるにつれて100%近くになってきているというこ  
とであります。

合計いたしますと、先ほど申し上げましたが、76人中56人の方が入所してい  
るということで、74%という現状でございます。

以前は3年保育が主でありましたけれども、今では4年保育が普通になってき  
ているということでありまして、これが5年保育ということになるのも近々の話  
かなというふうに考えておるところであります。

一方、保育士が非常に不足しております。常に不足しています。

それで、今後、長期の休暇——保育士も療養休暇ですとか、やはり女性が多い  
もんですから、育児休暇などの長期の休暇が重なると保育ができない状態になっ  
てしまうこともあり得るということを危惧しておるわけでありまして、また保育  
室の確保も非常に難しいと、併せて、御承知のとおり施設が老朽化しております  
ので、このこと、この3つをうまく考えていかなければいけないというふうに  
思っております。

このような状態から、未満児保育の希望を申し訳ないんですがお断りするケー  
スも出てきていると、議員が先ほどおっしゃられたケースのお話も、私どものほ  
うにも来ております。

ということでありまして、今後、未満児保育につきましては、今でもそうで  
すけれども、特に子どもたちの安全と保育の質の確保が最優先になるというこ  
とであります。

保育士の確保に力を入れていくということも大切なことでもありますけれども、  
少子化が進んでおりますので、村の保育をどのように運営していくか考えていく  
時期が来ているというふうに考えております。

子どもたちの安全と保育の質を確保しながら、保護者の要望に応えられる皆ん  
児保育にしていきたい、こんなふうに思っております。

それから、先ほど御質問で、在宅で幼児を保育する支援のことについて課長の  
ほうで申し上げましたけれども、2つ、ファミリーサポート制度を御利用いた  
だくこと、これについては、単価等は御存じかと思っておりますけれども、時間700円  
のお預かりのところ400円を支援させていただくという制度であります。

また、在宅の応援としましては、0～3歳未満児、これを在宅で保育する場合

には、これは申請主義でございますけれども、月に1万円の補助をさせていただ  
くということで、今はそういう制度でやっておりますので、何とかこういうこと  
を利用していただきながら当面のところはしのいでいきたいというふうなこと  
でございます。

いずれ新しい保育施設を考える時期が来ます。このことが来た暁には、当然、  
先ほどから申し上げているとおり、5年保育を前提とした施設、こういったふう  
に考えていくってということになるろうかと思っております。よろしくお願  
いします。

○1 番 (片桐 邦俊) それでは、今、村長が説明いただきましたことを、将来のこと  
を期待いたしまして、私の質問をこれで終わりにしたいと思います。

○議 長 これで片桐邦俊議員の一般質問を終わります。

次に8番 大島歩議員。

○8 番 (大島 歩) 私は、さきに提出いたしました通告書に基づきまして2点の質問  
をさせていただきます。

まず1点目ですが、「認知症になっても大丈夫」と言える社会を、中川村から」  
ということで質問させていただきます。

内閣府や厚生労働省の推計によれば、2025年には高齢者の5人に1人が認知症  
になり、2040年には約600万人を超える見込みであるそうです。それに伴って認  
知症の人を支える家族や地域の負担が増大し、また介護離職や孤立、虐待のリス  
クも深刻化すると言われております。

資料1は認知症をめぐる社会の課題の例です。

ちょっと見ていきたいと思っておりますけれども、例えば認知症と支援体制の周知と  
いうことで、制度や相談窓口などの支援体制が伝わっていないと家族や介護者が  
困ったり孤立してしまう可能性があります。

また、認知症当事者が見えづらいついていうことで、認知症になると地域の活動  
にそれまで出ていたのが家に籠るようになっていたりして、なかなかその存在が見え  
づらくなって、その結果として、もしかしたら偏見や誤解というものが生まれる  
という可能性があります。

また、世代間の情報格差ということで、子どもや若者はなかなか認知症を学ぶ  
機会というものが少ないのではないかなというふうに思われます。

そして行政職員間での共有っていうことで、福祉部門以外の職員が認知症の知  
識や介護スキルを持っていないと、例えばそういう窓口対応とか、制度設計に課  
題が生まれることもあるのではないかなというふうに思われます。

この結果として、例えば本人や家族、地域の方の思いとして、ちょっとお困り  
感が出たり、何かおかしい行動、認知症の症状だとは分かるけどどうしたらいい  
んだろうとか、分かっているもいらいらしてしまったりですとか、それから、本  
人も認知症になったらあまり外に出ないほうがいいのかとか、家族もあんまり  
もう出さないほうがいいのかとかというふうに思ってしまうたり、あとは仕事と介  
護の両立ができるのかな、近所の独り暮らしのおばあちゃんが気になるっていう

ことで、不安とか孤立感、誰に相談したらいいのかというような悩みを抱えている方は今も多いのではないのかなというふうに感じております。

そして、認知症に関する知識や支援体制の周知の不十分さ、認知症当事者が見えづらくなりやすい現状がまだまだあることで、今言ったような、本人、家族、地域住民の皆さん、あるいは行政職員の皆さんの中でも、様々な思いですとかお困り感を抱えているのではないかなというふうに思います。

そこで、資料2なんですけれども、2024年1月施行の認知症基本法、こちらの正式名称は共生社会の実現を推進するための認知症基本法というのですが、こちらについて簡単にまとめたものになります。

この法律が制定された背景には、高齢化の進行とともに認知症の人が急増し、社会全体での共生と支援の仕組みを整えることが急務となったことがあります。

今まで介護保険法、障害者総合支援法などばらばらであった支援施策を統合するとともに、本人抜きに本人のことを決めないでという認知症の人自身の声を受けて、認知症の人本人の意思や権利を尊重する視点を入れ、単に支援の対象というだけではなく、地域の一員として、共に生きる存在として位置づけております。

認知症になっても大丈夫と本人も家族も、子どもから大人まで、地域のみなが言えるような村になると理想だというふうに思いますけれども、そのためには私たちが取り組むべきことが多くあるように感じます。

そこで質問なんですけれども、1番目に中川村における住民の認知症への理解や支援体制とその周知に関しての現状と課題についてお伺いしたいと思います。

それでは認知症施策についてお答えをしていきます。

まず、認知症は江戸時代末期から明治の初頭にかけて痴呆と翻訳され、それ以降、平成16年まで、長い間、痴呆と呼ばれてきていました。

痴呆と言われ侮辱を感じる、その実態を正確に表していないなど、早期発見や早期診断の妨げになっていることが問題視され、認知症と改められました。

それからは、誤解や偏見を解消し、尊厳の保持の基本姿勢と早期発見、早期治療による適切な支援につなげること、また発症を遅くする予防対策を推進するための施策が展開されてきました。

認知症を理解し、支援する人——サポーターですが、が地域に数多く存在し、全ての場所で認知症になっても安心して暮らせる地域になっていることを達成目標に取組が進められ、令和6年1月に認知症基本法が施行されました。

認知症に対する取組は大きく変わり、認知症に対するイメージも大きく変わっていますが、まだまだ十分に浸透しているとは言えないと思っております。

このような国の施策の動向に合わせて、中川村でも施策を進めてきております。

認知症サポーター養成講座は、平成21年度から取組を始め、広報や有線放送などを使い広く声をかけ、現在、講座修了者は延べ1,141人となっています。

講座修了者からは、認知症ことが理解できた、普通に接したい、認知症になっても自分らしく暮らしていきたいなどの感想が多い中、まだまだ、自分の身内が

なったら悲しい、認知症にはなりたくないなど、心配や不安の感想もたくさんあります。

しかし、この感情は取り除けるものではありません。そのため、予防や発症を遅らせるための取組や認知症に対する正しい知識の普及啓発に力を入れていく必要があると思っております。

○8 番 (大島 歩) 今、保健福祉課長のほうから認知症サポーター養成講座に平成21年度から延べ1,141人の参加があったということで、非常に大きな数だと思いますけれども、今言われたように、やっぱりまだまだ悩みとかお困り感とか、知らなかったというような、そういった課題があるのかなというふうに感じております。

先日、10月、私も認知症サポーター養成講座のほうに参加させていただいたんですけれども、本当に何か知っているようで知らない、知らなかったなということと、うちも家族が認知症になりまして、いろいろといつも、毎日いろいろ事件があるんですけれども、本当に悩みながらも、相談できる場所があったり、家族の会みたいなの、そういった存在がもう少し身近になっていくとお悩みを共有できたりしていいのかなってということがあります。

本当に、支援というか、そういう、何ですか、支援の制度につながるまでが一番皆さんの悩みが大きいところなのかなっていうふうに思っております。そこをどうしていくか、今後も考えていきたいというふうに思います。

では2番目に行きます。

子どもたちも認知症とともに生きる存在です。学校教育の中では認知症に対する理解促進のための授業などは行われているのか、お伺いしたいと思います。

○教育長 小中学校における取組でありますけれども、小中学校におきましては、直接認知症の理解を促進する授業等については今のところ行われていないというふうに承知をしております。

関連した学習としましては、家庭科の領域で高齢社会への理解促進という内容が位置づけられております。65歳未満で発症する若年性認知症ってということもありますけれども、高齢者に多く発症するということでもありますので、高齢社会への理解促進の学習をきっかけにして認知症について学ぶ機会を持つこともできると考えております。

学習指導要領についての位置づけも少し御紹介させていただきますが、小学校では、幼児または低学年の児童や高齢者など、異なる世代の人々との関わりについて扱うというふうに示されております。

中学校になりますと、高齢者の身体の特徴について触れること、また高齢者の介護の基礎に関する体験的な活動ができるよう留意することが示されております。

高等学校になりますと、家庭基礎でありますとか福祉科の科目で認知症について直接的に学習するよう位置づけられ、具体的に学ぶようになっております。

○保健福祉課長

小中学校においては、今御説明したとおり、こうしたことへの興味、関心も含めて、そうした学習につながる基礎を培う段階であると言えるというふうに考えております。

家族の在り方や地域の在り方が多様化している現在、子どもたちが高齢者の方々と触れ合う機会も全体的には減ってきているように思われます。

小中学校では、授業、あるいは公民館講座などを通して高齢者の方々との交流活動も進めてきておりますし、例えばふれあい福祉広場、ここにも中学生あたりが大勢ボランティアに参加して、こうしたことへの関心を深めているかなというふうにも承知をしております。

そうした機会を大事にしながら村の実情について学習し、例えば、先ほどもお話がありました認知症サポーター養成講座、こんなことを学校で学ぶ、こんな機会があってもいいかなというふうには思っております。

また、こうした学習の積み重ねによって、中学校の総合的な学習の時間で行われておりますフリーラーニング、こうした機会に、認知症のような、こうしたテーマに関心を持って取り組む生徒が出てくる、そんな学習の積み重ねができていくようなことも大事にできればなというふうに思っております。

○8 番 (大島 歩) 今、教育長のほうからいろいろな角度での答弁をいただきましたけれども、最後のほうにおっしゃられたように、認知症サポーター養成講座を中学校のほうなどで開いていただくっていうのもとてもよいことだと思います。

飯島のほうではやっているというような話も聞いております。

また、以前、議会のチョコッと訪問のほうで介護事業所を何件か回らせていただいたときに、ある事業所さんから、昔は小学生が交流に来てくれたりですとか、職場体験に来てくれたりですとか、そういうことがあったんだけど、やっぱり、ちょっとコロナを挟んで大分そういう機会が減ってしまって寂しく思っていますということでしたので、ぜひ職場体験のときなどにも、ちょっと一言、そういう事業所にもお声かけいただいでつないでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長 今回の御指摘については、また引き続き進められるといいなと私も思いますので、そうした対応をまた学校とも相談してみたいと思います。

○8 番 (大島 歩) ぜひ検討をお願いできたらというふうに思います。

そうしましたら、3番目の質問です。

認知症や支援に関する様々なことの周知のためには広報が重要だと思いますが、ケアの専門職の方が広報まで行うのは正直負担が大きいのではないかなというふうに感じております。

また、専門家で、分かり過ぎているために、素人である住民視点での広報になりづらいというような可能性もあるのではないかなというふうに考えます。

最近発行されました中川村の移住・定住パンフレットですとか、子どもの居場所・相談マップなどの取組を参考に、プロの広報事業者に入ってもらったり、当

事者や家族を含め様々な意見を取り入れながら、基本的知識ですとか、相談窓口、居場所や施設、家族の会などの必要な情報が見やすく、また相談支援につながりやすい広報ができていくとよいかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○保健福祉課長 認知症に関する事業は、介護保険事業特別会計の中で説明をさせていただいているとおり、認知症総合支援事業として村が取り組まなければならない事業です。

医療との連携を基に進めていく必要があることから、認知症初期集中支援チームを設置し、村内の診療所の医師をはじめ、村外の医療機関の協力を得ながら取り組みを進めています。

また、認知症対応型通所介護や認知症グループホームなど、認知症の専門的なサービスを運営する事業所もあります。事業所の皆さんの協力を得て認知症地域支援推進員を置き、認知症についての普及啓発の方法や専門事業所として何に取り組んだらいいか考えてきました。先ほど議員さんのおっしゃったとおり、認知症の通所のところも入って一緒にやってきております。

令和6年度からはだれでもカフェという認知症当事者、介護者、ボランティア、専門職が集まる会を開催しています。

このように、認知症の取組は当事者を中心に行っていくことが重要とされており、当事者の皆さんと考えていきたいと思っています。まず、自分たちは何を知りたかったか、どんな情報が必要だったかなど、話を深め、そこから支援が必要になったときに気軽に相談でき、支援につながるような内容を掲載した広報ができればよいと思っています。

○8 番 (大島 歩) 当事者の方を中心に声を聞きながら、そういった、自分たちは何を知りたかったかみたいな、そういう情報が伝わっていくといいかなというふうに思います。

だれでもカフェというものの存在は、私もこの質問をきっかけに初めて知ったところではあるんですけども、でも、そこに最初に行くまでが皆さんハードルが高いのかなと思います。

じゃここにいる人の何人がだれでもカフェに行くのかっていうと、なかなか、行っていいのかなとかいうふうに思ってしまうたりと思うので、本当に、どういうふうに最初の入口になるのかっていうところは、情報で、紙媒体のものであるとか、あとは村のホームページからアクセスできるようにするっていうことも大事だと思いますが、そこら辺の広報について今は課題がないのかなどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長 村のホームページだとか紙の広報、確かに大事なんですけど、やはり、認知症って、なかなか自分で理解するのが難しいと思います。

それで、やはり家族の方が少し、ちょっとうちのおじいさん、おかしいんだけどっていうようなところからちょっとずつ入っていくものだと思います。

まず、やはり心配なときは、もう地域包括支援センターに、まず相談に来ていただいておりますので、そこから、まずは、やはり、先ほども言いました、医師

のきちっとした判断が大事になってきます。初期にどのような対応をするかっていうのが認知症は大事になってきますので、そこで、やはり少し物忘れだとか、認知症のほうが進んでいるという話であれば、もうケアマネが相談に乗ってだれでもカフェなどに来てもらうというところです。

ただ、その段階でも、恐らく、本人が俺は認知症じゃないって言ってしまえば、このようなカフェさえも来たくないっていうところで、最近のだれでもカフェの内容見てみますと、モルックだとか、少し軽いスポーツみたいなものだったり、茶話会みたいなものから誰もが来られるっていう、あなたは認知症だから来るというような感じではなくて、誰でもが来やすいような、それでだれでもカフェというような名前にしておりますので、そんなところから来やすくしているっていうようなところで、対話しているというところでもあります。

そのような広報はホームページであったり、村の広報紙であったりでもしていきたいとは思っております。

○8 番 (大島 歩) 今おっしゃったように、認知症の方、来てください、その家族の方、来てくださってという呼びかけもあるけれども、誰でも来ていいよという呼びかけの中で、気になることを話せたりとかっていうことも大事なというふうに思います。

でも、最初にじゃだれでもカフェに行こうっていうふうにするには、本当に、なかなか、誰か知っている人に誘われたりとかしないと難しいところかなというふうに思うので、ぜひ今後も、いろんな居場所みたいなものがあったり、別に認知症っていうことに限らず、村にはいろんな場所があるんですけども、そういうところでちょっとずつ、何かそういう支援とか、そういうだれでもカフェみたいなものがあるっていう情報が目につくようにしていただければなというふうに思います。

では4番目の質問です。

認知症になっても大丈夫と言えるような中川村になっていくために今後進めていきたい施策についてお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長 認知症は誰もが罹患する可能性のある病気で、身近にあって当たり前の病気になります。85歳を過ぎると罹患率がとても高くなると言われ、高齢化が進む中川村でも今後増えていくことが予想されます。

認知症になっても大丈夫と言える村にするためには、いつどこで認知症の方に接するか分からないので、いつ出会っても困らないように認知症について正しく理解をすること、優しく接することができるよう準備しておく必要があります。

認知症に関する事業は始めたばかりの取組も多く、当事者の皆さんと話をしながら、専門職の力を借り、本当に必要とする情報を得られるようにすることと、あえて情報紙を作らなくても皆が当たり前に認識できる情報があふれる地域にすることを目指し、地道に進めていきたいと考えます。

また、認知症にならない予防の取組は保健医療分野と協働して取り組む必要が

あるので、一体的事業として進めていきます。

誰一人取り残されない、制度のはざまを埋められるような地域共生社会の実現には、一つ一つの地道な働きかけが不可欠だと実感しています。認知症に関する事業についても地道に取組を続けたいと考えております。

○8 番 (大島 歩) 今、地道な働きかけという言葉がありましたが、本当に一人でも多くの村民の方にそういう認知症サポーター養成講座っていったものに出ただけでいいですかとか、地域包括支援センター、あるいは社協といった、あとは地域の介護事業所と連携して、今後もそういった取組を進めていただけていくことが重要かなというふうに思います。

本当に、例えばケアマネさんなんかでも、中川のケアマネさんじゃなくて飯島の、中川に住んでいるけれどもつながったのが飯島のケアマネさんだったりとか、そういう方もいて、そうするとなかなか中川の情報が伝わっていかないというような話もちょっと聞いたんですけども、実際に、横のつながり、ちょっとこの質問には書いてないんですけども、現状っていうのはどうなっているか、ちょっと教えていただくことはできますか。

○保健福祉課長 介護保険の事業の中ではケアマネジャーの連絡会っていうのを3か月に1回やっております。

それで、中川村外——松川、飯島、駒ヶ根あたりまで、中川村の住民の方を支援していただいているケアマネジャーたちを全員集めて、3か月に1回集まるっていうような会をしていますので、中川村の事業はこういうものがあるっていうことは、常に、いつも耳には入れているというところでやっております。そこではそれぞれのケースについて検討するようなこともやっております。

また、あとは介護保険の事業所連絡会、これはもう村内だけなんですけど、その事業所の連絡会も、最近ちょっとできていないんですけど、年に2回ぐらいはやっていて、それぞれ、村の施策だとか、介護保険の状況だとかっていうことも情報を出して皆さんで検討していただいているっていうようなことはやっております。

○8 番 (大島 歩) 3か月に1回、そういったケアマネさんの連絡会や事業所のそういう連絡会もあるということで、そういった横のつながりも大事にさせていただいて、中川ではそういうだれでもカフェをやっているよとか、飯島では学校で認知症サポーター養成講座みたいなことをやっているよとか、そういった重層的な情報というものも、ぜひ今後も共有していただけたらなというふうに思います。

それでは2点目の質問に行きたいと思います。

「行政職員の人材確保と定着—中川村の現状とこれから」ということで話をしたいと思います。質問いたします。

行政職員の成り手不足が現在問題になっています。

特に地方では、人口減少、若者流出、待遇格差などが背景にあり、これは役場

だけではなく、地方の中小企業も人材確保や定着に関して同様の問題を抱えていると言えます。

資料1は行政職員の人材確保、定着に関する今日的な課題の例です。

例えば、今言ったような少子化と人口流出ということで、地方では若年人口が減少しており、そもそも、「受験者母数」って書いてありますけど、応募する人の母数が少ないと、特に中川村のような過疎地域では地元出身者や縁のある人材に頼る傾向が強く、母集団の縮小はそういったところを直撃してしまうというようなことがあるかもしれません。

それから、2番目に待遇と魅力の低下ということで、民間企業の賃金上昇により公務員の給与が相対的に魅力を失っているかもしれません。若手職員は残業が多くても手当が十分ではないケースがあり、モチベーション低下につながる可能性があります。

また、3番目に業務量の増加と職場環境の厳しさということで、福祉、防災、デジタル対応など、行政サービスが拡大する一方で、なかなか人員が増やせなくて、1人当たりの業務負担が増加しているというような側面があるのかなというふうに思います。

窓口対応やクレーム処理など、そういったことは精神的負担も多くて、それが直接の原因か分かりませんが、若手職員の離職につながってしまう可能性もあります。

それから、4番目として内定辞退率の高さと地域間競争、これはちょっと中川村に当てはまるか分かりませんが、都道府県庁や都市部自治体の競争により、内定者がほかの自治体へ流れるといった傾向もあるようです。

そして、5番目に専門性の習得が難しい職場構造ということで、ジョブローテーションが多くて、どうしても二、三年に一遍ずつぐらいで部署が移ってってしまうのでなかなか専門性を深めにくいというような、そういった性質があるのかなというふうに思います。

若手がベテラン並みの業務を求められることもあり、育成環境としての魅力が低いかもしれないという、例なので、一般的な例なんですけど、では、じゃ中川村の課題は何だろうなということをお伺いしていきたくと思います。

まず1番目ですが、中川村の行政職員の確保や定着についての現状や課題は何でしょうか。職場環境や休暇、待遇などに関して、職員や、あるいは家族などから上がってきている声などはあるか、お伺いしたいと思います。

○総務課長

職員の確保や定着につきましては、待遇面に関しては、国からの通知や通達、近隣市町村等の動向を踏まえ、適切な処遇水準の確保に努めています。

課題として、特に保育士や保健師などの専門職の確保が難しくなっていると感じています。

職場環境の改善等については、職員で組織する衛生委員会や事務改善委員会等で職場の環境改善や効率的な事務の執行について検討し、また職員労働組合との

交渉等を通じて必要な点について労使協議を行っております。

また、職員個々の声については、期首、期末における管理職との個人面談、30歳未満の職員と総務課長との面談、派遣職員と理事者との面談等を通じて声を聞くように努めております。

○8 番

(大島 歩) 今、いろいろな内部での委員会ですとか、あるいは面談というような話があったんですが、そういった中から出てくる特徴的な声というか、繰り返し結構出てきているなというような声みたいなものはどういったものがあるか、差し支えない範囲でお答えいただけますでしょうか。

○総務課長

一番は、職員労働組合からの要求で上がってきておるものでございますが、毎年上がってきております内容につきましては、賃金の改善でありましたり、労働条件の改善、それから職場環境の改善、それから諸手当の改善等でございます。

今回上がってきた内容の中では、やはり物価高騰だとか燃料費の高騰がありまして、通勤手当の改善をしていただきたいというような要求等が上がってきておりますけれども、一応、こちらの基本としましては国の条件に合わせるというのが基本でありますので、国と、また、先ほど回答がありましたが、他の自治体等の状況を見まして改善していくところが基本というところであります。

○8 番

(大島 歩) やはり行政職員っていうのは、国に決められた条件であったりですとか、あまり中川村だけほかの自治体と比べて何か抜きん出たはけないとか、いろいろ足並みをそろえなきゃいけないっていうところもあって、企業のように柔軟にそこら辺は対応できていけないっていうところの難しさがすごくあるのかなというふうに思います。

ただ、それでは、やっぱり成り手が今後本当に不足していくのではないかなと、今は、保育士ですとか、保育士の確保は特に課題があるというふうにお伺いしましたけれども、今後10年とか、先を考えたときになかなか厳しいところがあるなというふうに思います。

何か、昔は行政職員になるっていうと、結構花形というか、いい職場というか——今もいい職場だとは思いますが、なかなか賃金的なところで比べてしまうと難しくなっているなというふうに感じるので、ちょっと、またどうしていけばいいか、引き続き質問していきたくと思います。

それで、現状の声や課題に対して、今ちょっとお話も伺いましたけれども、どのように捉えて、どういった解決策や対応を行っているかについてお伺いしたいと思います。

○総務課長

早期に対応可能な事項につきましては即応いたしまして、予算措置が伴う改善につきましては予算確保の機会を捉えて段階的に実施する等、常に環境改善には努めております。

○8 番

(大島 歩) そういった方法ぐらいしかないのかなというふうにも思いますが、ぜひ、現場から出てきているような声、あるいは自治労から出ているような声については前向きに取り組んでいただきたいと思っておりますし、引き続きそういつ

た声を聞いていただきたいというふうに思っております。

また、先ほどちょっと飛ばしてしまったんですが、今できていることとこれからできることは何かということで、資料2のほうに人材確保のための工夫ですとか若手職員の定着支援っていうことで、ちょっと簡単に、これも一般的な情報ですけれども、ちょっとまとめさせていただいたんです。

人材確保のための工夫としては、1番に地域の魅力と仕事のやりがいを発信ということで、地域課題に直接関わられるっていうやりがいを、行政職員、中川村なら中川村ならではのやりがいみたいなものがきっとあると思いますので、そういったものをPRしていくということ、それからSNSや動画を活用して若手職員のリアルな声や一日の仕事の様子を紹介するとか、地元出身者やUターン希望者向けに地域貢献型キャリアの魅力をちょっと訴えていく、そういった発信もこれからは大事になってくるかなっていうふうに思います。

それから、2番目に多様な採用ルートの活用ということで、経験者の採用、民間の出身者、地域おこし協力隊のOBなどの積極雇用、それからインターンシップや職場体験を通じた関係人口の掘り起こし、県主導の共同採用試験や合同説明会への積極的な参加、商工会と連携してインターンシップや合同説明会を開催するといった工夫も考えられるのかなというふうに思います。

それから、3番目に試験方式の柔軟化ということで、SPIというものがあるんですが、個人の性格や能力を測定する総合適性検査ですとかウェブの面接など、受験者の負担を軽減する方式を導入する、それから人物重視の選考、学歴とか、そういうのではなく、人物重視の選考で地域への関心や協調性を評価していくっていうような、そういった人材確保のための工夫も今後やっていけるのかなというふうに思います。

また、雇用ではなく、定着支援のほうなんですけど、こういったことが、今、最近ありますよということで、キャリアパスの明確化と育成支援ということで、業務ごとのスキルマップですとか育成プログラムを整備、OJT——職場での実務を通じて上司や先輩が部下や新入社員に知識やスキルを指導する人材育成手法に加え、eラーニングや外部研修の活用で学びの機会を保障すること、育てる人事への転換っていうことで配置と評価に育成視点を反映させるというような取組も考えられます。

2番目に働きやすい職場環境の整備ということで、フレックスタイム制ですとかテレワークの導入、メンタルヘルス支援やハラスメント防止体制強化、若手の声を反映する職員提案制度や職場改善ワークショップなどをすることも提案として考えられます。

それから、地域ぐるみの支援体制ということで、地元住民との交流の機会、歓迎会、地域行事参加を通じた孤立防止——こういうことはもう既に中川村はいっぱいあるのかなっていうふうに思いますが、そして住居支援や移住・定住支援制度の整備、結婚・出産・育児期のライフステージに応じた柔軟な制度設計、こう

いったことでより定着しやすいような環境がつくっていただけるのかなというふうに思います。

先ほど1番議員の質問の中で保育園の未満児の質問に関して、村長答弁の中で本当に保育士確保に苦労されているというようなお話もありましたけれども、特に保育士さんは女性が多いっていうことで、こういった結婚、出産、育児休暇ですとか、そういったことについて、今もあるんですけども、女性だけじゃなくて、男性の育児休暇みたいなこともやっぱりもっと進んでいかなければならぬかな働きやすい環境になっていかなければならないかなっていうふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、本当に5年後10年後も中川村役場が選ばれる職場であってほしいというふうに思っております。

それで、3番目の質問になるんですが、今後の確保や定着についてどのような展望をお持ちなのか、もうこのままで何も、このままやっていけば今後も確保していけるっていうふうな思いでいらっしゃるのか、あるいは継続、拡大していきたい施策ですとか新たに実施していきたいというような施策などがあるのか、お伺いしたいと思います。

○総務課長

これから先も若年人口の減少が続く見込みの中で、新規学卒の応募者を増やすことだけに頼るのは難しいということでもあります。引き続き即戦力と成り得る社会人経験者の採用も進めてまいります。

そこで、今いる職員が続けやすい職場づくりとして、仕事のやり方を標準化し、デジタル化を定着させて、一人一人の生産性と働きやすさの底上げを進めてまいります。

Uターンやミドル、シニアの活用として、近隣町村、県、大学、民間と連携して専門人材の安定的な確保を進めてまいります。

採用広報の強化としましては、中川村で働く価値ややりがいを可視化しまして発信の強化を進めてまいります。

その他、奨学金返還の支援、それから住宅支援やUターン支援の拡充を進めていきたいと考えております。

○8番

(大島 歩) 今、総務課長のほうからお答えありましたが、今言われたようなことを進めていただくことが本当に大事なかなというふうに思います。

でも、民間の企業も同じように人材確保にこれからどんどん手を打っていくというような時代になってきていると思うので、さらに上手くマッチングしていきるといいかなというふうに思っております。

最後に、ちょっと私から1つお話があるんですけども、なぜ私が今回この質問をしようと思ったかというきっかけになるんですが、先日——11月10日に長野県商工会女性部連合会の南信地区研修会というものがございまして、その中で「エンゲージメントを高める現代版傾聴スキルと日常会話術」という講義がありました。

桑山元さんという方が講師だったんですが、その方は元ザ・ニューズペーパー

という芸人集団、そのメンバーの方だったんですね。それで、今はちょっとそういう人材育成コンサルタントみたいなお仕事もされているそうです。

その中で、とある四国の塗装会社さんがとても人材確保に苦労されているというようなお話がありまして、それで、そこにコンサルに入った方のお話がありました。

それはちょっと桑山さんの話ではなかったんですけども、ワールドカップというのがありますね、サッカーのワールドカップが4年に一遍ありますよね。

それで、その塗装会社さんに入った人材コンサルさんもサッカーが好きで、ドイツでしたかね、ドイツでワールドカップがあったときに現地へ行ったそうです。

そしたら、日本の若者で、そこで一生懸命応援している集団がおったと、その人たちに声をかけて、いや君たち熱心だねと、どのくらいいるのかって言ったら、ずっといますって言うから、会社はどうしたのかって聞いたら、辞めてきましたというようなお話があって、それで、もう自分たちはサッカーに命をかけている、ワールドカップに命をかけているから、4年に一遍、会社を辞めて来ているんですと、辞めないとなかなか来られないっていうような会社が多いからってことですよね。2週間も休みを取らせてくれる会社がないから、彼らはそうしているんだと思うんですけども。

それで、そのコンサルさんは四国の塗装会社にコンサルに入ったときに、社長さんに、いや、ちょっと提案なんですけれども、4年に一遍ワールドカップ休暇っていうものをつくったら、もしかしたら若者がいっぱい来るかもしれませんよというふうに提案をされたそうなんです。

それで、社長さんは、いや、そんなものって言ったけど、試しにそれを応募の条件の中についていうか、出したら、たしか3人だったかな、3人の募集のところに100人も応募があったってということで、そこについてはいろいろなお考えがあるかと思いますが。

今までのような考え方となかなか人材確保が難しいけれども、例えばそういった柔軟な休暇制度の在り方みたいなものが村の中にあることで、ぜひそこで働きたいみたいな人が増える可能性もあるかもしれないです。これは可能性で、別にそれをやれって言っているわけではないんですが、そういった話もして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長 これで大島歩議員の一般質問を終わります。  
ここで暫時休憩とします。再開は10時50分とします。  
[午前10時30分 休憩]  
[午前10時50分 再開]

○議長 会議を再開します。  
休憩前に引き続き一般質問を行います。  
7番 島崎敏一議員。

○7番 (島崎 敏一) 私は通告書に基づいて本日2問の質問をします。

1問目「主要事業中長期計画に係る財政分析と新しい学校づくりについて」です。

「貧すれば鈍する」という格言があります。これは貧乏になると生活の苦しきから知恵や精神の働きまで愚鈍になるという意味です。金銭的な余裕がないと心に余裕がなくなり、正常な判断ができなくなってしまうということわざです。今ここの格言から私たちは学ばなければならないと感じています。

そもそも公務員とは何でしょうか。

イギリスで議会制民主主義ができたときに、英語では公務員のことをシビル・サーバント——住民の召使という意味で生まれたそうです。日本語では公僕と訳されています。

公務員もそうですが、議員もまた特別職の公務員、公僕です。私たちは税金から報酬をいただき、日々議員として活動しています。そんな原点に立ち返った立場から今日は質問をさせていただきます。

質問の要旨をまずお伝えします。

学校建設の計画が進行中であるにもかかわらず財政分析をすることが遅れ、結果的にプロポーザルコンペも延期になってしまいました。本来であれば学校建設と歩みを合わせることが当然だったと考えます。これらの原因を推察しますと、村長部局と教育委員会との連携が不十分であったのではないかと考えます。

今後このようなことを繰り返さないために、原因を分析し、課題を捉え、体制を見直すなどのしかるべき策を講じる必要があると考えます。予算に見合った計画を立て、住民が主役の村づくりをぶれずに行っていただきたい、そう思っています。

質問は、いろいろ読むと手厳しいところもあるとは思いますが、誰かを責めているわけではなく、今の仕組みを問うていることを御理解いただきたいと思っております。

最初に言っておきます。今回、一般質問で再質問をさせていただきたいと思っております。

質問のタイトルっていうか、通告書の一番上に鍵括弧で「主要事業中長期計画に係る財政分析」「新しい学校プロジェクト」について」とありますが、財政分析、学校について、それぞれお尋ねしたいことがあります。

もし答弁の中で私の聞きたかったことがない場合は再質問させていただきます。なるべく分かりやすく再質問しますので、答えられる範囲でお願いいたします。もちろん逸脱した質問はしませんので、よろしく申し上げます。

では1つ目の質問です。

なぜ村長部局と教育委員会の足並みがそろわず学校建設の予定を先延ばしにするような事態となったのでしょうか、時系列に沿って経緯を詳しく説明してください。

○地域政策課長 それでは時系列に沿ってという御質問についてお答えをいたします。

新たな学校建設関連事業、リニア工事関連事業、老朽化が進む公共施設の改修、長寿命化など、今後、大型事業が予定される一方、今後はさらなる人口減少が想定されまして、村の財政はより厳しくなることが予想されることを踏まえて、将来的な財政負担も考慮した上で、実施すべき事業を再度精査し、中期的な事業実施に係る財政計画を策定するために財政分析を行ったわけですが、時系列で申し上げますと、令和6年12月、令和7年から令和16年までの10年間に計画、予定されております大型事業、これを第1回目の大型事業、事業規模がおおむね1,000万円以上の見込みの拾い出しを行っております。これは一般会計、特別会計、企業会計も含めてでございます。

それで、令和7年4月に、概算事業費の見直しや財源の見直しを含めまして、再度確認を行い、併せて企画委員会でその状況を説明し、共有したところであります。

9月に関係係からのヒアリングを行ってきました。この中で事業の実施時期、規模等の調整を行い、その結果をもって10月から11月に総合計画に基づく実施事業計画に反映をさせております。

令和7年8月には国庫補助に関する勉強会も開催しまして、近年の国土交通省関係の補助金の構成、配分等を研修したところであります。

それで、10月に関係各課を横断的に調整するための新たな学校建設等に関わる庁内検討会議を設置しまして、ハード部会、財源部会、事業調整部会等、各部会を立ち上げております。

その他調整を必要とする関連事業については、随時、調整会議を開催するというようになっております。

○7 番 (島崎 敏一) 再質問させてください。

地域政策課長、主要中長期財政計画に係る財政分析のタイミングをもっと早くすべきだったのではないかと考えています。

本来であれば、中長期的な財政分析をまず初めに行い、優先順位と予算配分を決めて、それで計画を立てて実行すると、課長から今説明ありましたが、これを学校の件でなぞると、もっと早く財政分析を始めることをすべきだったのではないのでしょうか、考えを聞かせてください。

○地域政策課長 御指摘のとおり、これが早く進めばもっとスムーズな展開ができたということも考えられます。

ただ、既にこの前から教育委員会のほうで新たな学校建設に関する委員会等が立ち上がっておりまして、この中で、こういった、ある意味、財政的な制約がない中で活発な議論をする必要もあるということもありまして、どちらが先にそういった枠のようなものをつくってしまうのか、事業費を決めてしまうのかということも、どこの地点でやるかということについては、協議というか、打合せ等をしてきたわけでありまして。

結果として、財政分析、要するに村のいろいろな各事業、これは、総合計画に

おける実施計画の中で向こう5年間についてはおおよそ見えてくるわけですが、その先に大きな学校建設というものがございましたので、実施計画だけではやはり財政分析の資料としては不足するという部分もありまして、向こう10年間の計画を各課から拾い出ししまして、その中でどんな財源が使えるかということも含めて庁内に下したわけでありまして。

結果として、それをまとめるのに時間もかかった部分もありますけれども、なかなか、その精度をどこまで上げるかというところで少し時間がかかったということもありまして、こういった時期になってしまったということがございます。

○7 番 (島崎 敏一) 実情、いろいろ問題あるのは理解できますが、2回目の再質問をさせていただきます。

○議長 2回目……。今3回目だでね。

○7 番 (島崎 敏一) あ、もう3回目ですか。

○議長 ええ。

○7 番 (島崎 敏一) 分かりました。

私の考えでは、確かにもっと早くするべきだと思っておりますが、もし理想の形で財政分析できたとしたら、何年前から財政分析できておればよかったと考えますでしょうか。

私は、できれば答申が出たとき——令和4年度末の辺りから、おい、金のことを考えようぜっていうような感じで村長部局と歩みを合わせてほしかったなど思っておるんですが、いかがでしょうか。

○村 長 すみません、ゆっくり立たせてもらいます。

逆算して時系列で先を読めれば非常にいいわけでありましてけれども、実際のところを申し上げますと、実は、去年の2月っていうか、おとし12月に牧ヶ原南住宅を移転新築するとしたらどうだろうかという辺りで県の住宅供給公社をお願いして概算事業費等々を出していただきました。

それで、それが出てきたのが今年2月だったかなというふうに思っております、去年だったかな……。もうその地点で、何しろ6割くらい建設費が高騰しているという衝撃的な——どうも去年ですね、去年です。衝撃的な、何ていいですか、金額を目の当たりにして、そこで思ったのは、もう大変なことになるなということ肌として——肌というか、これから学校を検討していくときにも大変になるだろうなというようなことを何となく感じていたということでありまして。

それが、何といいですか、もうちょっと何年も前から計画的にというふうに言われるならばそのとおりなんですけれども、実際にはその辺りから、実は、新しい学校を造っていくっていうときに、これは大変なことになるかもしれないという、そんな予感があったということだけ申し上げておきたい。

そういう中で、実は、牧ヶ原南住宅は移転新築を後回しにさせてもらうということを書いてきたところでありまして、時系列で前もって全体の動きをきちんと押さえておればという、おっしゃるとおりなんですけど、ちょっとそこまで

○7 番 きなかつたことについては、正直なことを申し上げます。すみません。  
 (島崎 敏一) 実情をお聞きしました。  
 次の質問とも関連してくるのですが、次の質問に行きます。  
 村政の最高責任者である村長のリーダーシップに課題があったのではないで  
 しょうか、どのように分析していますでしょうか。

○村 長 今っていいですか、先に地域政策課長が申し上げたとおりでありますし、私も  
 先ほど、今再質問っていうか、私に質問をいただいた中でお答えしたとおりであ  
 りますけれども、結果として教育委員会の検討の進み方と大きくずれが生じたっ  
 ていうことは事実であります。

連携不足との指摘については、特に新しい学校づくりで非常に混乱と、一部不  
 安視といいますか、そういうことをするようなことになってしまったということ  
 については、私に一番責任がありますので、真摯に受け止めたいというふうに考  
 えております。

それで、これから様々な課題に直面するだろうというふうに思っておりますけ  
 れども、学校づくりに関しては、教育委員会で示されている令和13年度の開校  
 を、まずこれを遅れることなく、もう遅らせておりますので、目指して、あとは  
 教育委員会とやり取りをきちんとやって、連携を取って進めていくということ  
 を申し上げたいと思っております。

○7 番 (島崎 敏一) 真摯に事実を受け止めるという言葉、確認しました。  
 しかしながら、再質問を1つさせてください。

○議 長 同様の質問になるの？

○7 晩 (島崎 敏一) 質問、今言います。

○議 長 どういう内容ですか。

○7 番 (島崎 敏一) 主要長中期計画の財政分析について。

○議 長 あ、違う部分でね。

○7 番 (島崎 敏一) はい。

財政分析の中で事業内容の検討、事業の仕分、各補助金の有効性の検討、集約  
 化、まとめを令和8年度にやっていくとありますが、この体制について質問させ  
 てください。

学校建設との歩みが合わなかったことに対して、今後に対して私はとても不安  
 を感じているのですが、令和8年度からやる財政分析に対して、村の職員さんだ  
 けでこれらをできるのか、不安を感じています。

職員さんは、人材不足であったり、社会情勢の見通しの悪さであったり、今後  
 10年間、財政をなるべく健全に向けていくための総合的な知見ですとかスキルも  
 必要になると思います。

そこで、今後の財政分析の検討の体制を見直す必要があるのではないかと考え  
 ています。例えば外部人材を招聘するとか、そういった考えはありますでしょ  
 うか。

○議 長 同様の質問でありますので、これに答えたら次の質問に移ってください。

○7 番 (島崎 敏一) はい。

○議 長 誰が……。

○村 長 財政分析を行う中で、うちには——うちといいますか、財政係はしっかりして  
 おりますし、課長の中にもほかの経験をしてきた者もおりますし、そういう意味  
 で、今の段階では、財政分析を行うについて、手法として、特に外部の専門家、  
 例えば行財政の詳しい方という言い方になろうかと思いますが、そういう方を入  
 れて、逆なことを言いますと、果たして中川の事情が本当に分かってできるだろ  
 うか、そういう方から言わせると、財政的にこれは難しく、人口が減るからこの  
 計画は諦めなさいと、もしかしたらそういう話になるかもしれない。

我々としたら、今あるところの大きなプロジェクトのものと1,000万円以上の  
 基本的にやらなければならないことは絶対にやっていく、やっていく中で、順序  
 と規模、これを収入に見合ったものという観点から考えざるを得ませんので、そ  
 ういうことをしながら、あるいは、何ていいますか、今の制度の中では起債とい  
 ってお金を借りる制度もありますけれども、制度の中では過疎債がどの程度まで延  
 長できるかとか、そういう意味では、しっかり情報は、県とも連絡を取ってまい  
 りますので、特に今の段階では、専門家を入れてというようなことは、私の中  
 では考えておりません。

○7 番 (島崎 敏一) ありがとうございます。

もう再質問しませんが、どちらにしてもけじめと覚悟が必要だと思います。や  
 るなら村の中だけでやる、頼むなら頼む、それだけのことですので、よろしくお  
 願いします。

次の質問に行きます。

これらの問題に対して住民の方々に説明が必要があると思いますが、いかがで  
 しょうか。

○教 育 長 新たな学校づくりってということでのお話でもありますので、住民の方々への説  
 明につきましては教育委員会のほうからお答えをさせていただきます。

教育委員会では、議員も御承知だと思いますが、10月に行ったシンポジウムに  
 おいて作業部会での学校施設の検討経過をオープンにし、これまで言葉で検討し  
 てきた学校施設を形にしてお示ししております。

今回の財政分析によって、建設の裏づけとなる財政面の検討も並行して行っ  
 てきておりましたので、そのことについてはこれまでの学校施設の検討において村  
 民の皆さんにもお伝えしてきているところでございます。

また、これまで検討してきたものは教育内容をどう実現していくかっていう観  
 点での学校施設の検討であります。その検討段階をなくして財政的要素に、何  
 ていうか、縛られていくような形になるってということではなくて、まず教育内容  
 を検討してきた、そのことを理想とする施設っていうものの一つの形を私どもも  
 持っておきたいということもありまして、村民の皆さんも含めて検討してきた経

過がございますし、それはこれからの検討においても必要な段階であったというふうに理解しております。

それで、学校施設の建設に関わる財政面の検討の経過、またこれからの進め方については、まずは、12月に開催する予定であります第5回の新たな学校づくり委員会、この委員会において委員の皆様には説明をさせていただきたいというふうに思っています。

それで、財政分析により、財政的要素が今回加わりましたので、これからの検討の方向性やスケジュールについてはこのことを踏まえて進めていくということになりますので、そうしたこともまずは委員会で説明させていただいて、それを通して、また村民の皆様には広く広報したりお伝えしていくということにしていきたいと思っております。

学校施設の検討については、さらに作業部会で継続して行ってまいりますけれども、これまで検討してきた道筋と同様、これからもシンポジウムのようなことも開催などしまして、村民の皆様にも直接説明したり御意見をいただくような機会を設けていきたいというふうに考えております。

議員の御指摘の一番の趣旨は、予算に見合い、村民の皆様が納得する計画で進めてほしいと、そういうことだというふうに承知をさせていただきました。

教育委員会としましても、先走っているというように思われることは本意ではございませんので、村長部局ともしっかりと連携しまして、今後の進め方、対応をしてまいりますというふうに思っております。

○村 長 今、教育長のほうから新しい学校づくりの進め方については私ども村長部局と協議をしっかりと進めていくというふうに考え方を述べていただいたわけでございますけれども、財政分析を行った結果につきましては、議会にもこの間お示しさせていただいたとおりでございます。

それで、これをもう少し住民の皆さんに、言い方は変なんですけど、これをやって、大変なんだよって単純に、えらいことになるぞっていうふうになってしまうと、これからやろうとしている事業もこんなことはやらないほうがいいんじゃないかという話になろうとも限りません。

これはこれでやるべきことだというふうに、私が就任するときには、まず、とにかく計画を、私の時期に3つのところ、都市計画を含めた立地適正化計画をきちんとつくっていくということが一番の仕事だというふうに申し上げたつもりでございます。

したがって、住民の皆様にも、ホームページに財政分析を行ったことについては載せてございますので、これはまた見ていただくとして、これから教育委員会も含めて、事業がだんだん固まってくるのと併行して予算の規模もだんだん固まっておりますので、そういうふうな暁には、やはりきちんと広報等で住民の皆様にお知らせしていくと、こういう考え方でおりますので、よろしくお願いいたします。

○7 番 (島崎 敏一) 今、教育長から学校づくりのこと、それで、村長から財政分析の住民に対する説明の答弁をいただきました。

教育長の答弁に関しては、私が通告書に書いたとおり、本当に、予算に見合った計画を立て、学校づくりを皆が納得する形で進めていただきたいというところは私のこの質問の本旨ですので、よろしくをお願いします。

それで、村長の今のお答えに関して再質問させていただきたいんですけども、住民に対する説明を、何ていうんでしょう、早めにやったほうがいいと思うんです。それで、早めにやる考えについてちょっとお答えいただきたいんですけども、その理由を今から言います。

ホームページに掲載されていますが、あのPDFと概要だけ見ると、何ていうのかな、ちょっと勘違いしてしまう、村長はこれから検討していくとおっしゃいましたが、ホームページに載っているPDF——私たちが全協で頂いたPDFだけ見ると、本当に、今は健全財政ですけども、この予測では実質公債費率が大変なことになるよですとか、10年後には借金が大変なことになっているよっていうのは予測したPDFを貼りつけてあるだけで、あれだけ見ると、住民目線からすると、え、どうなっちゃうのってすごく不安を感じる方もいらっしゃると思うんです。

なので、できるだけ細かく情報発信ですとか、今は、本当ユーチューブとか動画配信で、例えばですけども、動画配信で財政分析のここまでを今のところしていますよみたいな、今までと違う広報の在り方も必要なのではないかなと思うのですが、その辺、もしお答えできる部分があればお願いします。

○村 長 確かに、あれを見てすぐ理解できる方は、役場のかつて職員であった方とか、こういうことにたけている方、行政関係の人とか、そういう方かなと思っておりますので、先ほど申し上げたとおり、新しい学校づくりが一番の中心になってきますので、これが併行して固まっていく、したら次は望岳荘、それからチャオ周辺と、こういうところで全体の計画が完結してまいりますので、そういう中で詳しいことは説明していく。

方法については、広報に載せる、どういう方法がいいかっていうことは今後のことだということ、場合によっては、プロジェクトが決まってきたら、こんなに大きなのは一遍住民の皆さんにお知らせしたほうがいいんじゃないかっていうことになれば、判断をさせていただいて説明することも必要になるだろうということ、議員の御意見を受け止めさせていただくということで、時期はすぐ申し上げられませんが、受け止めております。

○7 番 (島崎 敏一) よろしくお願いたします。

次の質問に行きます。

新たな学校づくりプロジェクトについて、今後の対応は専門部会の中で検討を進めるとのことですが、このような事態になってしまったことは教育委員会と村長部局の連携に課題があったからではないかと考えます。

情報共有や合意形成を円滑に進める観点から両者の連携の体制を見直す必要があると考えますが、村長及び教育長の考えを聞かせてください。

○村 長 今現在、新たな学校建設等に関わる庁内検討会議というのをずっと開いてきております。二月くらいかけておりますけれども、この会議には副村長、教育長、関係課長及び係長も出席して調整を図っております。

私もできる限り出席するようには心がけておりまして、この内部の体制は維持して連携を取っていくということを申し上げます。

○教 育 長 村長の答弁のとおりでございますけれども、この庁内検討会議を今全体では5回ですか、重ねてきておりますが、その中でやはり財政的な部分の検討が進んできているというふうに実感しておりますので、まずはこの会議が大事かなというふうに思っております。この会議を進めていく中で連携を進めていきたいというふうに思っております。

○7 番 (島崎 敏一) そのような会議体が開かれて、もう5回も開かれているということで、承知はしておるんですが、しっかりと連携を取ってやっていただきたいと思えます。

次の質問に行きます。

2つ目の質問です。「立地適正化計画策定の進捗状況は？」ということで、昨年度から策定が始まった立地適正化計画についてお尋ねします。

質問の要旨を、すみません、通告書に書いておらなかったんですが、口頭でお伝えさせていただきます。

立地適正化計画の計画策定をどのようにやっていくのかということが主な質問事項です。よろしく申し上げます。

1つ目の括弧です。私は10月から行われた計画策定に関わる住民ワークショップに、全4回、全てに参加しました。参加していて疑問に思った点を質問します。

1、毎回参加者が少なく大変残念であると感じましたが、参加者数についてどのように反省し、今後に生かしますでしょうか。

○地域政策課長 議員には全4回とも出席いただき、ありがとうございました。

また、それぞれの立場や村への思いを持って参加していただいた皆様に感謝を申し上げます。

御質問の件につきまして、通告いただきましたこの後の②の部分も関わってくるところがありまして、ちょっと併せてのお答えのような形になりますけど、よろしく申し上げます。

まず、募集につきましては、村の広報紙、ホームページ、公式LINE、CEKの文字放送、交友関係などの活用で行いまして、延べ40人の方に参加をいただいております。

ワークショップでは、交通に関する事、農地に関する事、買物や地区のこと、住宅や空き家に関する事など、様々な御意見が出されております。

また、若者の意見の中では、中川村の特徴はキャンプとカレーだと思っている

ことや、もっと地域に自信を持ってほしいなど、心強い御意見もいただいております。

これまでも説明してきたおりますが、立地適正化計画は、具体的な建物や道路を造るという計画ではなく、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりのエリアや方向性を示す計画ですので、具体的な開発計画ではない分、ワークショップでの場も抽象的だと感じたのではないかと推測しているところがございます。

いただいた意見をどのように生かすかということについて、策定中の現地点では明確に回答はできないところではありますが、一般論としては、計画を策定する最初の段階で行うのが現状把握、計画を建物に例えると土台に当たる基礎部分ということで、ここをしっかりと行うことで計画の方向性がよりよいものになると言われております。

ワークショップも村民の方の村に対する思いを把握する現状把握の一環でありまして、土台の基礎部分に当たる部分かということで、重要だということで御理解をいただきたいと思えます。

人数的に少なく残念といった御意見ですけれども、広報はできる限り、周知の関係はやったつもりですけど、結果として人数が結果の人数だったということで、これに対しては、またどういった機会があるか分かりませんが、どうやったらワークショップに対しての興味を示していただいて、参加の気持ちというか、参加するといったふうになってもらえるのかっていうのは、どのワークショップでも、いつも行政側としては非常に悩むところではあります。

それで、トータル的に40人という方で、それぞれ、毎回ワークショップが開けたということで、意見の把握はできてきたというような感想でございます。

○7 番 (島崎 敏一) すみません。今の課長の答弁に、ちょっと、何ていうんでしょう、ちょっと矛盾があるんじゃないかなと思うんですが、ワークショップは計画の土台に当たる大事な部分とおっしゃいましたが、ワークショップの実数が26人で、少ないということも理解されている、それで課題感もあると思えますが、何でしょう、大事な土台に当たる部分だからこそ、もっと参加者のことを大事に思うべきだったのではないかなと思うんですが、この矛盾についてどう思いますでしょうか。

○地域政策課長 大事な基礎部分で、把握する、御意見をいただく参加者の人数が少なかったのではないかなというような意味合いかなというふうに受け取らせていただいております。

前年度にはこの関係に関してのアンケート調査も行っておりますし、また、その前に、各課で行う、例えば福祉の部門であったり、そういった部門でのアンケート調査の結果の中で必要な部分は、住民意見というものがいろいろ出てきておりますので、そういったことも一つの計画策定への住民の御意見ということで使わせていただいて、実質参加のワークショップの人数は少なかったわけですが、そ

○7 番 　　の他のそういったアンケート結果も資料として使わせていただいて、この計画の策定に向けていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

（島崎 敏一） これらの結果を今後の課題にさせていただいて、行政運営のほうをよろしくお願ひします。

すみません、2つに質問項目を分けておったので重複になるかもしれませんが、答弁をお願ひします。

ワークショップで出た住民の意見は表面的で抽象的な意見が多く、計画に中にどうやって取り入れていくのか疑問を感じます。

また、ワークショップの一般参加者の声を聞くと、今後の計画策定に対して不安を持つ方もいらっしゃいました。

今後どのような方針で計画に取り入れていくのか、聞かせてください。

○地域政策課長 先ほど答弁させていただいたとおり、この計画自体が、どうしても具体的な何々をつくるだとか何々に持っていくとか、そういった具体的な建設等に関わるものではないので、どうしても抽象的で、なかなか御意見に対してもそこら辺がぼんやりしてしまっているのかなっていう部分は先ほどの答弁のとおりであります。

それで、この計画の策定に不安を持つ方もいましたということで御質問いただいております。こういった不安が払拭されるように、今後はきちんと経過等を住民の皆さんにお示したり、また、この計画については令和7年度・8年度の2か年にかけて行うものですので、これから、より計画の姿というものが見えてくるかと思っておりますので、その中で、そういった計画が具体的に見えてくる中で、そういった不安についてはできる限り取り除けるように努めてまいりたいと思っております。

○7 番 （島崎 敏一） 今後の展望についても聞かせていただきました。

ワークショップの内容について私は思うところがありまして、1点、再質問、2回目の……。

○議 長 3回目だね。

○7 番 （島崎 敏一） 3回目ですね。再質問させてください。

財政の厳しい現実を伝えてから住民の声を聞く必要があったのではないかと思います。

例えば財政の厳しさを伝えるならば、1つ目の質問でした主要事業中長期計画に関わる財政分析とまでは言いませんが、そのような未来に対しての手厳しさを説明してからワークショップを実施するような仕掛けも必要だったのではないかなと思っておりますが、その辺はどのような考えを持たれておりますでしょうか。

○村 長 ワorkshopは何のためにやるのかってところがまずあります。

それで、これは、将来、中川村がコンパクトな村、かといって今のものを全く否定して新たにまとめるっていうことではなくて、できるだけ施設はその周辺に結びつけながら、それを中川村の交通体系でうまく結んでいくと、そういうことで人口減少の中でどうやっていったらいいだろうかという、その計画づくりのと

ころで、第一に、皆さんはどういうふうに思っていますか、それぞれの世代の方はどうでしょうかということをお尋ねするものでございますので、財政の枠で、皆さん、これだけしかお金はありませんよっていうふうな提案をしてしまいますと、これは計画にはなりません。

あとは、いろんな方の御意見を伺う中で、それは計画をつくって行って、将来的にこれはここまでしかできませんよってというのは具体的な事業を起こすときに提案をしていけばいい話であって、最初から財政が厳しいからってというふうなことを言うのであれば、これはもうやる必要はないだろうっていうことになってしまう可能性もありますので、それは手法が違うんじゃないかなと私は思います。

○7 番 （島崎 敏一） 村長の考えることも非常に理解できます。

ただ、やはり内容については、私は、何ていうのかな、つらい現実も把握しながら、自分たちの足元というか、しっかり考える機会を持てればなと思っております。

少額でない予算を立地適正化計画にはつぎ込んでおります。しっかりとした計画づくりをしていただきたいなと思っております。

次の質問に行きます。

費用便益比などの将来の持続可能性と実現性をはかる指標についてです。

国交省の都市構造再編集集中支援事業を活用するために立地適正化計画が必要であるとのことで、2024年から計画の策定が始まりました。

これは新聞の抜粋なんですが、資料1にありますので、また読んでください。

私が調べたところ、上記の補助金を獲得し事業を推進するためには、費用便益比という経済効率の証明だけでなく、定量的な目標設定による成果予測と客観的な評価指標による事業の実現可能性と政策的妥当性の証明が不可欠であるとのことです。

各政策の収益性だけでなく、それが社会全体の課題解決にどれだけ貢献して、そもそも安全で実行可能な計画であるかを総合的に審査します。

つまり、村の中に具体的な計画がないと立地適正化計画そのものが実のある計画にならないのではないかと考えます。

そこで質問します。新たな学校づくりの建設工事に関わる費用便益比の試算状況について聞かせてください。

○村 長 まず、都市構造再編集集中支援事業、この事業を活用するためには都市再生整備計画の策定がまず必要であります。

その中で、特定の整備事業につきましては、特定の整備事業——個々のこういうものを整備するっていう意味です。については、費用便益——費用便益といひまして、投入した資本に対してどのくらいのコストがかかるんだという比率でありますけれども、この算出と、その比率が1.0以上であることが求められます。

それで、費用便益の算出には建設規模や建設費用などの数値が必要であります。新たな学校につきましては、まだ試算できる状況にはありません。

算出上の特性により、地価が低い地域——賃料が、これが低い地域というふう  
に置き換えてもいいかと思いますが、この地域では費用便益が小さい数値になり  
ます。

逆のことを言うと、費用——コストを下げると費用便益が大きい数値になる  
ということですが、中川村は地価や賃料が非常に低く、費用便益の要件を満  
たすことが困難であるというふうに予測をしております。

○7 番 (島崎 敏一) 再質問させてください。  
今試算中であるとのことですが、答弁の最後に困難であるのではないかとい  
う答弁がありました。

それを踏まえて質問します。困難であるけども1.0を目指すということに間違  
いはないでしょうか。

○村 長 都市構造再編集集中支援事業の中の、実は学校、教育施設としての学校を造ると  
いうのが一番の費用便益が求められるところだろうと私どもは思っておりま  
して、この計算をしていくときに、今申し上げたように無理であるということに  
なります。

○7 番 (島崎 敏一) すみません。はっきり理解していなかったんですが、もう一度  
教えてください。

○議 長 3回目の質問ですからね。

○7 番 (島崎 敏一) はい。3回目ね。はい、分かっています。  
何が無理なんのでしょうか、もう一度、すみません、お願いします。

○村 長 費用便益っていうのは、何ていいますか、賃料、地価——地下を、単純な話と  
して、それをコストで割るという計算をしていくんですけど、ちょっと想像がし  
にくいかもしれません。

諏訪にある市、諏訪地域にある市、一番標高の高い市というふうに申し上げれ  
ばいいかと思いますが、そこでもこの計算をして新たな学校を造った経過があり  
ます。

それで、これも費用便益の計算を求められまして、これがやっとなんと、1.0  
をやっとなんと超えたというふうなお話も聞いておりまして、私どものところでは、地  
価が非常に安い、分かりますよね。ところでございますので、これは明らかに1.0  
を上回ることは全体にないと、もうほとんど不可能だろうということを申し上げ  
たいということでもあります。

○7 番 (島崎 敏一) もう再質問できないので質問しませんが、村長の答弁を確認し  
ました。  
次の質問に行きます。  
チャオ周辺、役場周辺の事業計画の進捗について聞かせてください。  
これら2つの事業は計画の輪郭がはっきりしていませんが、そのような状況下  
で立地適正化計画の策定とどのように関連させていくのでしょうか。

○村 長 先ほど来お答えをさせて頂いていただいたつもりでございますけれども、立地適

正化計画っていうのは、建物ですとか道路を造りますよっていう計画ではなくて、  
ある程度の、大きく言うと都市施設、学校もそれに含めていうなら、都市施設を  
いかに周辺に集めるか、そういう……。だから、チャオも都市施設かどうかって  
いうか、あれは商業施設なんですけど、近くにいろんなお店もある、こういうふ  
うな固まりのところでできるだけ周辺に集めて、これを交通体系でうまく結びつ  
けていく、将来人口が減っていく中で対応していくにはどういうまちづくりが必  
要かというエリアとまちづくりの方向を示す計画であります。

それで、チャオ周辺や役場周辺の事業の輪郭については立地適正化計画策定後  
に立地適正化計画の趣旨に沿って計画されるものというふうに考えております。

○7 番 (島崎 敏一) 今の答弁に対して再質問させてください。  
私の考えは、主要事業中長期計画に係る財政分析の中でチャオと役場周辺のこ  
とをしっかりと長期的に検討をした後に立地適正化計画とリンクさせていくべき  
ではないかと思うのですが、その辺はどのような関連というか、考えていますで  
しょうか。

○村 長 村の計画、それぞれ、道路の計画ですとか、あるいは農業振興、商業の振興、  
こういった計画はそれぞれのところで持っております。

でも、総合的な計画っていうのは、第6次総合計画なり総合計画っていう中で  
こういう村をつくっていきましょうという大きな計画の中で、今回の、何だ、立  
地適正化計画をつくっていくわけでございます。

何度も申し上げているとおり、主要な事業はお金がかかる、これはやらなけれ  
ばならないっていうものがあります。ですから、箱ものとか道路を造るばかり  
じゃなくて、例えば学校の中でのDXというか、ICT化もどうやって進めるか  
とか、住民の中でどういうふうにしていくとか、そういうふうな大きなお金、  
単純に言うところからどうしても必要な資本ですよね。資本投下がどのくらいか  
かるのかっていうことと、この計画の中に今申し上げた3つの地域のエリアはど  
ういうふうなものをつくっていきたくていうことをできるだけ想像しなが  
ら入れ込んでいく、入れ込んでいった計画が中長期の財政計画とその財政分析  
だというふうに御理解ください。

したがって、この新しい計画なりが独立してあるのではなくて、村は、やっ  
ぱりそれだけじゃなくて進めてやらなきゃならないことがありますから、それと  
関連してどういうふうな位置づけ、順序を持っていくかということを経営の面か  
ら見た計画であると、そういうことだというふうに御理解をお願いいたします。

○7 番 (島崎 敏一) 独立した計画ではなく、しっかりとリンクさせていくという答弁  
だと理解します。  
時間が少ないです。次の質問に移ります。  
3つ目の質問です。「地区組織の今後のあり方の検討を実効あるものに」とい  
うことで質問します。  
これは令和7年9月に4番議員の一般質問でありましたが、それにリンクした

形での質問です。

地区組織の今後の在り方検討の進捗は、現在、役場総務課を中心に各地区総代へのヒアリングを進め、ヒアリングがまとまり次第総代会で報告し、検討していただくことと承知しております。

これらの現状を踏まえ、今後の村の立ち位置、検討に対する方針について質問します。

質問です。

お隣の飯島町で今年10月から飯島町自治組織あり方検討委員会が発足しました。検討の場は飯島町が準備して、あくまでも検討の主役は住民であるべきという立ち位置で、今年から令和8年度末までに対話の場、講演会、先進地視察などを重ね、最終的には委員会から自治会や町に対して提言を行うとのことでした。

本村と飯島町は地理的にも近く、農村文化を色濃く残す集落として共通点も多いことから、本村としても参考になる部分があると思います。

まだ今後の方向性が定まらない中ではありますが、村側の考えを聞かせてください。

○総務課長

村では、先月、全27地区を対象に地区総代や副総代等へのヒアリング調査を実施いたしました。地区の現状、地区の運営や地区作業時等に関する課題、工夫している点、今後の改善策等を中心に把握しました。

全27地区のうち3地区は現状における課題はないとのことで、ヒアリング調査は実施しておりません。

このヒアリング調査の結果につきましては、議員の質問にもあるとおり、今後、地区総代会へ報告するとともに、今後の方向性等について意見交換、集約を図っていきたくと考えております。

このヒアリング調査を行う中で多くの地区から課題や今後の方向性等について特徴的な3点を報告させていただきます。

1点目は地区役員体制についてです。

村としては、これまで各地区の負担軽減の観点から各地区へ依頼する業務の縮小を図ってきており、この点に関しては一定の理解が得られていると感じましたが、さらなる負担軽減を目指してほしいとする意見が多くありました。

また、近年の傾向として、鳥獣被害対策や空き家や無管理状態となっている土地、建物の対策等、新たな課題が出てきていますが、これについては、担当する役員がおらず、地区総代の新たな負担となっている現状があります。

2点目は道路、河川の維持管理や環境整備事業等に係る作業従事者の確保についてです。

特に山あいの地区を中心に作業内容や範囲を見直していること、住民が通常できると思われる安全な作業に絞って行うこと、作業に出られない人がいる場合には相当人員をシルバー人材センターからの派遣作業員で賄っていること等が報告されました。

3点目は在り方検討委員会の設置の必要性等についてです。

ヒアリング調査時における地区総代の意見としては、検討委員会を設置するべきとの声も一定数程度ありましたが、まずは村として地区の負担のさらなる軽減を検討してほしい、公民館や営農関連役員なども含め、役場業務に限らず、関連組織も含めて全体で見直してほしい、それぞれの地区の置かれている状況が相違している中で共通方針を見出せるのか、そもそもその委員会の委員になること自体が負担増につながるなどといった慎重な声も多くありました。

また、地区は地区で考えていくから、村は村として人口増に向けた施策や地域が潤うような企業誘致を進めてほしいといった声もありました。

なお、地区の合併や統廃合等に向けた検討については、その必要性や希望を訴えられた地区はありませんでした。

これらについては、先ほども述べたように、地区総代会において村から報告させていただき、まずは論点の整理を行い、今後の方針等に係る意見集約を図っていきたくと考えています。その中で議員の質問にもある飯島町や近隣市町村等の事例も参考にしていきたいと考えております。

○7 番

(島崎 敏一) ありがとうございます。

これで質問を終わりにします。

○議長

これで島崎敏一議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午前11時54分 散会]